

正会員の皆様へ

公益社団法人日本看護家政紹介事業協会

ベビーシッター賠償

(施設賠償責任保険・生産物賠償責任保険)

保 険 期 間

2023年2月1日午後4時～
2024年2月1日午後4時～

申 込 締 切 日

2023年1月13日(金)
※中途加入の場合は、毎月20日

加入依頼書提出先

リック保険サービス



手続きが簡単！

- ・事業所のみのご加入で、家政婦(夫)・ベビーシッターが全員補償対象になります。
- ・名簿の提出等は一切不要です。

独自の保険料設定！

- ・1日あたりの平均預り乳幼児数が30人までなら、年間保険料は3万円です。
(保険料については、4ページをご参照ください)

安心の補償内容！

- ・0歳児を預かる場合も補償対象となります。
- ・依頼主宅の財物損壊や、対人事故の被害者へのお見舞金(品)も補償対象です。

「ベビーシッター賠償」は、協会独自の団体保険制度です。

ベビーシッター賠償(施設賠償責任保険・生産物賠償責任保険)の概要

ベビーシッター業務（*1）（*2）の遂行や業務の結果、あるいは正会員事業所または登録された家政婦（夫）・ベビーシッターが製造・提供した生産物（*3）に起因して、保険期間中に日本国内において他人の身体・生命を害したり財物を損壊したことについて、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担しなければならない場合に、その賠償金等を補償します。また、管理下財物（*4）の損壊について、被保険者がその財物の正当な権利者に対する損害賠償責任を負担することにより被る損害についても補償の対象となります。

- （*1）正会員事業所において紹介以外で行われるベビーシッター業務も対象になります。
- （*2）「ベビーシッター業務」とは、専ら乳幼児（0歳児を含みます）の世話を目的として受注する業務とし、その他の業務（家事代行、介護等）に付随して乳幼児の世話をする場合を除きます。
- （*3）「生産物」とは、公益社団法人日本看護家政紹介事業協会の会員である家政婦紹介所または公益社団法人日本看護家政紹介事業協会の会員である家政婦紹介所に登録された家政婦・ベビーシッターの占有を離れた保険証券記載の財物をいいます。
- （*4）「管理下財物」とは、以下1.~3.の財物をいいます。
 1. 正会員事業所または登録された家政婦（夫）・ベビーシッターが仕事の遂行のために占有または使用している財物
 2. 正会員事業所または登録された家政婦（夫）・ベビーシッターが仕事の遂行のために直接作業を加えている財物（その作業の対象となっている部分をいいます。）
 3. 正会員事業所または登録された家政婦（夫）・ベビーシッターが仕事の遂行のために他人から借りている財物

契約者

公益社団法人日本看護家政紹介事業協会

加入対象者 (記名被保険者)

公益社団法人日本看護家政紹介事業協会の正会員事業所

被保険者

上記正会員事業所、当該事業所に登録された家政婦（夫）・ベビーシッター

支払限度額・免責金額

施設賠償責任保険

●基本契約

支払限度額：対人・対物共通 1 億円（1 名・1 事故）

免 責 金 額：1 万円（1 事故）

●初期対応費用

支払限度額：100 万円（1 事故）（対人事故の見舞費用は被害者 1 名につき 1 万円）

免 責 金 額：なし

2023年1月の商品改定により、施設賠償責任保険に付帯の初期対応費用特約条項の支払い対象費用に「風災見舞費用」が追加されました。
詳細は、6ページ「お支払いの対象となる損害」⑥をご確認ください。

生産物賠償責任保険

●基本契約

支払限度額：対人・対物共通 1 億円（1 名・1 事故・保険期間中）

免 責 金 額：1 万円（1 事故）

●初期対応費用

支払限度額：100 万円（1 事故）（対人事故の見舞費用は被害者 1 名につき 1 万円）

免 責 金 額：なし

主なお支払い事例

子供を抱きかかえている際、誤って頭をぶつけて怪我をさせてしまった。



子供の世話をしている際、動かそうとした家具を落として損壊してしまった。



調理して食べさせた食事が原因で、子供が食中毒を起こしてしまった。



学童保育から児童と帰宅途中、急いで道路を横断しようと手を強く引いてしまい転倒させてしまった。



ご加入方法

【年度加入（2月1日加入）の場合】

- 『年度加入（2月1日加入）用加入依頼書』に必要事項をご記入いただき、ご押印の上、2023年1月13日までに代理店リック保険サービスにご送付ください。
- 加入依頼書を送付いただいた事業所様には、協会より保険料払込票をお送り致しますので、そちらをご使用いただき、1月20日までにお振込みください。

【保険期間の途中から加入（中途加入）する場合】

- 毎月20日までに『中途加入用加入依頼書』のご送付と保険料のお振込みをお願い致します。補償のスタートは翌月1日からとなりますので、ご了承ください。

《お問い合わせ先》

◇代理店（加入依頼書送付先）：リック保険サービス（担当：北川 事務担当：明石）

住所：〒133-0056 東京都江戸川区南小岩8丁目11番8号 ウィルコート小岩3階

TEL：03-3650-7511（受付時間：平日 9:00～17:00）

FAX：03-3650-5937

◇引受保険会社：東京海上日動火災保険株式会社 担当課：公務第一部公務第二課

TEL：03-3515-4124（受付時間：平日 9:00～17:00）

《事故が発生したら》

専用の事故報告書に必要事項をご記入の上、下記までFAXにてご連絡ください。

◇代理店：リック保険サービス（担当：北川 事務担当：明石）

FAX：03-3650-5937（TEL：03-3650-7511）

年間保険料・中途加入保険料表

1日あたりの平均預り乳幼児数（事業所単位）		1人～30人	31人～60人	61人以上
年間保険料（2月）		30,000円	60,000円	※
加入月に応じた中途加入保険料	3月	27,500円	55,000円	※
	4月	25,000円	50,000円	※
	5月	22,500円	45,000円	※
	6月	20,000円	40,000円	※
	7月	17,500円	35,000円	※
	8月	15,000円	30,000円	※
	9月	12,500円	25,000円	※
	10月	10,000円	20,000円	※
	11月	7,500円	15,000円	※
	12月	5,000円	10,000円	※
	1月	2,500円	5,000円	※

※個別にご案内いたしますので、代理店までお問い合わせください。

保険契約締結時に把握可能な最近の会計年度等の確定した1日あたりの平均預り乳幼児数に基づいて保険料を算出します。

保険期間中の1日あたりの平均預り乳幼児数による精算は、原則として行いません。

なお、ご申告いただいた1日あたりの平均預り乳幼児数が把握可能な最近の会計年度等の1日あたりの平均預り乳幼児数に不足していた場合には、申告された数字に基づく保険料と実際の数字に基づく保険料との割合により保険金を削減してお支払いすることになりますのでご注意ください。

1日あたりの平均乳幼児数…1営業日に預かる乳幼児数の平均人数（預かる延べ人数÷営業日数）

保険金をお支払いできない主な場合

※詳細は団体の代表者にお渡ししております約款の免責事由によります

次の事由によって生じた損害は、保険金のお支払いの対象となりません。

●共通

- ① 保険契約者または被保険者の故意
- ② 戦争、変乱、暴動、騒じょうまたは労働争議
- ③ 地震、噴火、洪水、津波または高潮
- ④ 被保険者と他人との間の損害賠償に関する特別の約定により加重された賠償責任
- ⑤ 被保険者と同居する親族に対する賠償責任
- ⑥ 被保険者の使用人が、被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する賠償責任
- ⑦ 排水または排気（煙を含みます。）に起因する賠償責任
- ⑧ サイバー攻撃

●施設賠償責任保険

- ⑨ 自動車、原動機付自転車の所有、使用または管理に起因する損害（管理下財物である自動車・原動機付自転車の損壊のうち、これらの運行以外の事由によって発生したものについては適用されません。）

（管理下財物損壊担保特約）

- ⑩ 貨幣、紙幣、有価証券、印紙、切手、証書、宝石、貴金属、美術品、骨董品、勲章、き章、稿本、設計書、雛型その他これらに類する財物の損壊
- ⑪ 自然の消耗または性質による蒸れ、かび、腐敗、変色、さび、汗ぬれその他これらに類似の現象
- ⑫ ねずみ食いまたは虫食い等の現象

●生産物賠償責任保険

- ⑬ 被保険者が故意または重大な過失により法令に違反して製造し、販売し、もしくは提供した生産物または行った仕事の結果

等

お支払いの対象となる損害

この保険では、被保険者が負担する次の損害に対して保険金をお支払いします。

① 法律上の損害賠償金	法律上の損害賠償責任が発生した場合において、被保険者が被害者に対して支払責任を負う損害賠償金 ※被害者への支出前に引受保険会社の同意が必要です。
② 争訟費用	損害賠償責任に関する訴訟や示談交渉において、被保険者が引受保険会社の同意を得て支出した弁護士費用、訴訟費用等（訴訟に限らず調停・示談なども含みます。）
③ 緊急措置費用	事故が発生し、被保険者が損害の防止軽減のために必要な手段を講じた後に賠償責任がないことが判明した場合において、応急手当、護送等緊急措置に要した費用または引受保険会社の同意を得て支出したその他の費用
④ 損害防止軽減費用	事故が発生した場合において、被保険者が他人から損害賠償を受ける権利の保全・行使手続きまたは既に発生した事故に係る損害の発生・拡大の防止のために引受保険会社の同意を得て支出した必要・有益な費用
⑤ 協力費用	引受保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求の解決に当たる場合において、被保険者が引受保険会社の求めに応じて協力するために支出した費用
⑥ 初期対応費用	この保険の対象となりうる事故が発生した場合に被保険者が負担した、その額および使途が社会通念上妥当と認められる次の費用 ・ 事故現場の保存、事故状況の調査・記録、写真撮影、事故原因調査費用 ・ 事故現場の取り片付け費用 ・ 被保険者の役員・従業員の事故現場への派遣費用 ・ 通信費 ・ 書面による保険会社の同意を得て支出したお詫び広告費用 ・ 対人事故が発生した場合に支出した被害者への見舞金（香典を含みます。）・見舞い品購入費用 ・ 風災見舞費用※ ・ 上記に準ずる費用（ただし、対人事故以外の事故について支出した見舞金・見舞金購入費用は含まれません。）

保険金のお支払方法は次のとおりです。

上記①の損害賠償金については、その額から免責金額を控除して、支払限度額を限度に保険金をお支払いします。

上記②～⑤の費用については、原則としてその金額が保険金のお支払い対象となります。

ただし、上記②の争訟費用については、「①損害賠償金＞支払限度額」となる場合に限り、「支払限度額÷①損害賠償金」の割合によって削減して保険金をお支払いします。

上記⑥の費用については、支出した費用を支払限度額を限度としてお支払いします。

※2023年1月の商品改定により、施設賠償責任保険に付帯の「初期対応費用特約条項」で補償される費目に「風災見舞費用」が追加されました。

風災見舞費用とは、次の①～③を満たす費用をいいます。

- ①被保険者が所有・使用・管理する建物・屋外設備装置・工事の目的物が、風災に起因して損壊し、
 - ②飛来・倒壊等が生じ、他人の建物・屋外設備装置を損壊させた場合に、
 - ③その被害者に対して支払う見舞金・見舞品購入費用。ただし、事故発生の日からその日を含めて180日以内に支出した費用に限ります。
- ・「風災見舞費用」の支払限度額（「初期対応費用担保特約条項」の支払限度額の内枠）は、次のとおりです。

1被害世帯・法人等 10万円

1事故 100万円

もし事故が起きたときは

ご契約者または被保険者が、保険事故または保険事故の原因となりうる偶然な事故または事由が発生したことを知ったときは、遅滞なく、事故発生の日時・場所、被害者の住所・氏名、事故状況、受けた損害賠償請求の内容その他の必要事項について、書面でご加入の代理店または引受保険会社にご連絡ください。ご連絡が遅れた場合は、保険金を減額してお支払いすることがありますのでご注意ください。保険金請求権には、時効(3年)がありますのでご注意ください。

ご加入者と被保険者が異なる場合

ご加入者と被保険者が異なる場合は、このパンフレットの内容を被保険者にご説明いただきますようお願い申し上げます。

示談交渉サービスは行いません

この保険には、保険会社が被害者の方と示談交渉を行う「示談交渉サービス」はありません。事故が発生した場合は、お客様(被保険者)ご自身が、引受保険会社担当部署からの助言に基づき被害者の方との示談交渉を進めていただくことになりますので、ご承知置きください。また、引受保険会社の承認を得ずにお客様(被保険者)側で示談締結をされたときは、示談金額の全部または一部を保険金としてお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

保険金請求の際のご注意

責任保険において、被保険者に対して損害賠償請求権を有する保険事故の被害者は、被保険者が引受保険会社に対して有する保険金請求権(費用保険金に関するものを除きます。)について、先取特権を有します(保険法第22条第1項)。「先取特権」とは、被害者が保険金給付から他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利をいいます。被保険者は、被害者に弁済をした金額または被害者の承諾を得た金額の限度においてのみ、引受保険会社に対して保険金をご請求いただくことができます(保険法第22条第2項)。このため、引受保険会社が保険金をお支払いできるのは、費用保険金を除き、次の①から③までの場合に限られますので、ご了解ください。

- ①被保険者が被害者に対して既に損害賠償としての弁済を行っている場合
- ②被害者が被保険者への保険金支払を承諾していることを確認できる場合
- ③被保険者の指図に基づき、引受保険会社から被害者に対して直接、保険金を支払う場合

ご契約の際のご注意

●告知義務

加入依頼書等に★または☆が付された事項は、ご加入に関する重要な事項(告知事項)です。ご加入時に告知事項について正確にお答えいただく義務があります。お答えいただいた内容が事実と異なる場合や告知事項について事実を記載しない場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

※引受保険会社の代理店には、告知受領権があります。

●補償の重複に関するご注意

補償内容が同様の保険契約(特約条項や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合は、補償が重複することがあります。

補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や支払限度額をご確認のうえ、ご契約の要否をご検討ください。

●通知義務

ご加入後に加入依頼書等に☆が付された事項(通知事項)に内容の変更が生じた場合は、遅滞なくご加入の代理店または引受保険会社にご連絡ください。ご連絡がない場合は、ご契約を解除することがあります。ご契約を解除する場合、保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

通知義務の対象ではありませんが、ご加入者の住所等を変更した場合にも、ご契約の代理店または引受保険会社にご連絡ください。

●ご加入の取消し・無効・重大事由による解除について

(1)ご加入時にご契約者または被保険者に詐欺または強迫の行為があった場合は、引受保険会社はご加入を取り消すことができます。

(2)ご加入時にご契約者が保険金を不法に取得する目的または他人に保険金を不法に取得させる目的をもっていた場合は、ご加入は無効になります。

(3)以下に該当する場合は、引受保険会社はご契約を解除することができます。この場合は、全部または一部の保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

- ・ご契約者または被保険者が引受保険会社はこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせた場合
- ・ご契約者または被保険者が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合
- ・この保険契約に基づく保険金の請求に関し、被保険者に詐欺の行為があった場合 等

●他の保険契約等がある場合

この保険契約と重複する保険契約や共済契約がある場合は、次のとおり保険金をお支払いします。

他の保険契約等で保険金や共済金が支払われていない場合・他の保険契約等とは関係なく、この保険契約のご契約内容に基づいて保険金をお支払いします。

他の保険契約等で保険金や共済金が支払われている場合、損害の額から既に他の保険契約等で支払われた保険金や共済金を差し引いた残額に対し、この保険契約のご契約内容に基づいて保険金をお支払いします。

●保険料についての注意点

保険料は、加入者証に記載の払込期日までに払い込みください。払込期日までに保険料の入金がない場合は、保険金をお支払いできないことや、ご契約を解除させていただくことがあります。

加入者証に払込期日の記載がない場合は、保険料は、ご加入と同時に払い込みください。加入者証に払込期日の記載がない場合において、ご加入と同時に保険料の入金がないときは、引受保険会社が保険料を領収する前に生じた事故による損害に対しては保険金をお支払いできません。また、保険期間の初日の属する月の翌月末までに保険料の入金がない場合は、ご契約を解除させていただくことがあります。

●解約と解約返れい金

ご契約の解約(ご加入者からの意思表示によって、保険契約の効力を将来に向かって失わせること)については、ご加入の代理店または引受保険会社までご連絡ください。返還される保険料があっても、払い込まれた保険料の合計額より少ない金額となります。

ご契約内容や解約の条件によっては、保険料を返還しないことまたは未払い保険料を請求させていただくことがあります。

●加入者証

ご契約後、1か月経過しても加入者証が届かない場合は、引受保険会社にお問い合わせください。

●代理店の業務

代理店は、引受保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結、契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、引受保険会社代理店と有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接締結されたものとなります。

●保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社の経営が破綻した場合等は、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。なお、引受保険会社の経営が破綻し、ご契約者が個人、「小規模法人」(破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の日本法人、外国法人(※))またはマンション管理組合である場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は原則として80%(破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%)まで補償されます。

(※)保険契約者が個人等以外の者である保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、その被保険者に係る部分については、上記補償の対象となります。

(※)外国法人については、日本における営業所等が締結した契約に限ります。

この保険は、公益社団法人日本看護家政紹介事業協会をご契約者とし、同協会正会員事業所および当該事業所に登録された家政婦(夫)等を被保険者とする施設賠償責任保険・生産物賠償責任保険の団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は、ご契約者である公益社団法人日本看護家政紹介事業協会が有します。

このご案内書は、施設賠償責任保険・生産物賠償責任保険およびこれに付帯する特約条項の概要をご紹介します。施設賠償責任保険・生産物賠償責任保険に関するすべての事項を記載しているものではありません。詳細につきましては、保険会社よりご契約者である団体の代表者にお渡ししてあります保険約款および付帯される特約条項をご確認ください。保険約款等内容の確認をご希望される場合には、団体までご請求ください。また、保険金のお支払条件・ご加入手続き、その他、ご不明な点がございましたら、ご遠慮なく代理店または保険会社までお問い合わせください。

なお、パンフレットにはご契約上の大切なことがらが記載されていますので、ご一読の上、加入者証とともに保険期間の終了時まで保管してご利用ください。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽ ADR センター (指定紛争解決機関)

東京海上日動火災保険(株)は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。東京海上日動火災保険(株)との間で問題を解決できない場合には、同協会に解決の申し立てを行うことができます。詳しくは、同協会のホームページをご確認ください。

(<https://www.sonpo.or.jp/>)



0570-022808

<通話料有料>

IP電話からは03-4332-5241をご利用ください。

受付時間: 平日 午前9時15分～午後5時

(土・日・祝日・年末年始はお休みとさせていただきます。)

2022年11月作成 22-T03736

詳しくは、同協会のホームページをご覧ください。